

男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の取得促進に係るフォローアップ

ポイント

- 令和2年度第1四半期に子供が生まれた男性職員のほぼ全員(99.0%)が育休等を取得。平均取得日数は50日であり、取得の目途としていた「1か月」を大きく上回った。取得者のうち約9割(88.8%)が1か月以上取得。
- 令和2年度第2～第4四半期に子供が生まれた男性職員全員(100%)の取得計画が作成され、平均50日の育休等を予定。ほぼ全員(97.2%)が1か月以上取得予定。
⇒ 1か月以上を目途に育休等を取得する取組が浸透。

1. 公表の趣旨

政府は、取得促進方針(※)に基づき、令和2年度から、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を、原則として、出生後1年以内に取得できることを目指して取組を進めています。

今般、令和2年度の対象者について、取組等の実施状況のフォローアップを行ったものです。

(※) 取得促進方針：「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)

2. 調査結果

- 令和2年4月から6月までに子供が生まれた男性職員(2,929人)のうち、子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した職員は99.0%(2,900人)
 - ・ 当該休暇・休業を取得した職員1人当たりの平均取得日数は50日
 - ・ 当該休暇・休業を取得した職員のうち「1か月以上(合計)」の休暇・休業を取得した職員は88.8%(2,574人)
- 令和2年7月から令和3年3月までに子供が生まれた男性職員(8,922人)全員(100%)について、育児に伴う休暇・休業の取得計画(※)を作成
 - ・ 取得計画上の平均取得予定日数は、50日
 - ・ 「1か月以上(合計)」の休暇・休業の取得を計画している職員は97.2%(8,670人)

(※) 取得促進方針では、男性職員が安心して育児に伴う休暇・休業を取得できるよう、上司である管理職員が事前に取得計画を作成するとともに、環境整備等を行うこととしている。

3. 今後の取組

全般的に取組が浸透しており、引き続きこの取組が定着するよう、今後、職員アンケート等の手法も活用しつつ、課題等を把握し、さらに取得しやすい環境整備に努めます。

新型コロナウイルス感染症の影響や災害等派遣により業務等の予定が見通せないなどの理由により、現時点では取得が進まなかったケースも見られますが、これらの職員及びその上司には引き続き計画的な取得を働きかけていくこととしています。

○ 調査概要

調査①

対象：令和2年4月から6月までの間に子供が生まれた男性職員^{注1}

内容：当該男性職員に係る各府省等における子の出生後1年以内の取得実績等^{注2}

調査②

対象：令和2年7月から令和3年3月までの間に子供が生まれた男性職員^{注3}

内容：当該男性職員に係る各府省等における取得計画^{注4}の作成状況等

注1 令和2年4月1日から6月30日までに子供が生まれた、一般職の国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）及び防衛省の特別職の男性職員のうち、子の出生時点から調査対象期間末日までの間に継続して休暇・休業の取得が可能な職員をいう。

注2 取得実績とは、育児に伴い取得した休暇（育児に伴う休暇と連続する週休日や祝日等を含む。）・休業の実績をいう。

注3 令和2年7月1日から令和3年3月31日までに子供が生まれた、一般職の国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）及び防衛省の特別職の男性職員のうち、子の出生時点から調査対象期間末日までの間に継続して休暇・休業の取得が可能な職員をいう。

注4 取得促進方針では、標準的な取組として、管理職員が子の出生が見込まれる男性職員を把握した場合、育児に伴う休暇・休業の合計1か月以上の取得を奨励した上で、取得に関する本人の意向に基づき、取得計画を作成し、人事担当課に報告することとしている。

【連絡先】 内閣官房内閣人事局

女性活躍促進・ダイバーシティ担当

波多野、鳥井、大村、藤本 電話 03-6257-3749(直通) FAX 03-3502-0603

令和2年4月から6月までに子供が生まれた男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得状況

(令和3年6月30日現在)

	対象職員(人) (a) (注)	子の出生後1年 以内の取得者 (人) (b)	取得率(%) (b/a)	平均取得日数 (日)	子の出生後8 週間以内の平 均取得日数 (日)	子の出生後1年 以内に1か月以 上取得した職 員 (人) (c)	子の出生後1 年以内に1か月 以上取得した 職員 (%) (C/b)
内閣官房	2	2	100.0%	31	14	1	50.0%
内閣法制局	1	1	100.0%	37	30	1	100.0%
内閣府	12	12	100.0%	76	19	12	100.0%
宮内庁	5	4	80.0%	29	10	1	25.0%
公正取引委員会	5	5	100.0%	36	26	5	100.0%
警察庁	44	44	100.0%	43	21	44	100.0%
個人情報保護委員会	0	-	-	-	-	-	-
カジノ管理委員会	0	-	-	-	-	-	-
金融庁	11	11	100.0%	89	23	11	100.0%
消費者庁	0	-	-	-	-	-	-
復興庁	0	-	-	-	-	-	-
総務省	20	20	100.0%	47	27	18	90.0%
法務省	333	333	100.0%	49	20	291	87.4%
外務省	29	27	93.1%	39	13	14	51.9%
財務省	420	419	99.8%	62	27	414	98.8%
文部科学省	12	12	100.0%	52	17	10	83.3%
厚生労働省	107	106	99.1%	61	26	91	85.8%
農林水産省	57	56	98.2%	57	21	46	82.1%
経済産業省	17	15	88.2%	48	27	14	93.3%
国土交通省	327	326	99.7%	48	20	314	96.3%
環境省	12	12	100.0%	51	20	10	83.3%
防衛省	1,504	1,484	98.7%	46	16	1,266	85.3%
人事院	3	3	100.0%	148	43	3	100.0%
会計検査院	8	8	100.0%	56	28	8	100.0%
合 計	2,929	2,900	99.0%	50	20	2,574	88.8%

注 「対象職員」とは、令和2年4月1日から6月30日までに子供が生まれた一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の男性職員のうち、子の出生時点から調査対象期間末日時点までの間に継続して休暇・休業の取得が可能な職員をいう。

令和2年7月から令和3年3月までに子供が生まれた男性職員の育児に伴う休暇・休業の取組状況

(令和3年6月30日現在)

	対象職員(人) (a) (注1)	計画策定者 (人) (b) (注2)	計画策定率 (%) (b/a)	平均計画日数 (日)	1か月以上取得 予定の職員 (人) (c)	1か月以上取得 予定の職員 (%) (c/b)
内閣官房	13	13	100.0%	30	9	69.2%
内閣法制局	3	3	100.0%	33	3	100.0%
内閣府	33	33	100.0%	41	31	93.9%
宮内庁	14	14	100.0%	38	14	100.0%
公正取引委員会	24	24	100.0%	98	23	95.8%
警察庁	93	93	100.0%	53	93	100.0%
個人情報保護委員会	2	2	100.0%	48	2	100.0%
カジノ管理委員会	3	3	100.0%	47	3	100.0%
金融庁	38	38	100.0%	50	37	97.4%
消費者庁	5	5	100.0%	63	5	100.0%
復興庁	3	3	100.0%	52	3	100.0%
総務省	55	55	100.0%	90	55	100.0%
法務省	1,022	1,022	100.0%	52	1,022	100.0%
外務省	78	78	100.0%	65	76	97.4%
財務省	1,204	1,204	100.0%	61	1,202	99.8%
文部科学省	50	50	100.0%	67	50	100.0%
厚生労働省	330	330	100.0%	58	293	88.8%
農林水産省	137	137	100.0%	74	134	97.8%
経済産業省	66	66	100.0%	47	66	100.0%
国土交通省	881	881	100.0%	47	861	97.7%
環境省	30	30	100.0%	65	29	96.7%
防衛省	4,811	4,811	100.0%	44	4,632	96.3%
人事院	10	10	100.0%	57	10	100.0%
会計検査院	17	17	100.0%	54	17	100.0%
合計	8,922	8,922	100.0%	50	8,670	97.2%

注1 「対象職員」とは、令和2年7月1日から令和3年3月31日までに子供が生まれた一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の男性職員のうち、子の出生時点から調査対象期間末日時点までの間に継続して休暇・休業の取得が可能な職員をいう。

2 「計画策定者」とは、育児に伴う休暇・休業の取得計画が作成されている職員をいう。